所定疾患施設療養費算定状況

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する 観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価 されることになりました。

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします

所定疾患施設療養費について

- 1.対象となる入所者の状態は次の通りです。
- ·肺炎
- ·尿路感染症
- ·帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- 2.上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算 定します。また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
- 3.診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
- 4.請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
- 5.算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

主な治療内容

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。

診断名/年月		平成29年度							
		4月	5月	6月	7月	8月	9月		
肺炎	人数	2	7	3	6	3	4		
	治療日数	5	37	9	20	8	14		
尿路感染症	人数	3	3	3	2	3	2		
	治療日数	10	10	11	12	8	9		

診断名/年月		平成29年度							
		10月	11月	12月	1月	2月	3月		
肺炎	人数	2	1	0	2	1	3		
	治療日数	8	2	0	8	2	13		
尿路感染症	人数	4	6	4	3	4	2		
	治療日数	14	23	12	5	17	8		